（証券コード5610）
平成30年３月13日

株 主 各 位

広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社
代表取締役社長　田 中 保 昭

第134回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第134回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいまして、同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　時　平成30年３月29日（木曜日）午前10時
２．場　所　広島市安佐北区可部一丁目21番23号
　　当社集会室
　　（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　報告事項　第134期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
　決議事項
　　第１号議案　株式併合の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　監査役１名選任の件
　　第４号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

　議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（29頁から31頁まで）に記載のとおりであります。

以　上

（お　願　い）

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、当社ホームページ（アドレス http://www.daiwajuko.co.jp）に修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

１．会社の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、海外経済の回復や世界的なIT需要の拡大、国内においても生産性向上に向けた設備投資、訪日外国人客数が過去最高となったインバウンド効果などによる企業収益や雇用情勢の改善から、全体的には緩やかな回復基調で推移しました。

このような環境のもと、当社は大型鋳造技術を活かした新たな分野への営業展開や東京五輪を控え増加が見込める訪日外国人客向けホテル建設需要を取り込むため、鋳物ホーロー浴槽のセールスを強化するなど積極的な営業展開を図り、受注・売上の拡大に努めました。また、収益改善を図るため、原価の低減、諸経費の削減等の経営合理化にも取組み、企業収益の改善に注力いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高は41億32百万円（前年同期比5.1％増）、営業損失は85百万円（前年同期は営業損失６百万円）、経常利益は24百万円（前年同期比75.3％減）、当期純利益は５百万円（前年同期比94.1％減）となりました。

部門別の概況は以下のとおりであります。

（産業機械関連機器部門）

産業機械関連機器では、工作機械、造船、産業機械全般にわたり積極的な受注活動を展開いたしました。また生産面においては、生産性の向上、経費削減等の総合的なコスト削減を推進してまいりましたが、原材料価格の高騰などにより厳しい収益状況となりました。

日本工作機械工業会によるわが国の平成29年の受注実績は、好調な外需に加え、国内においても自動化、省力化に向けた投資が伸び、受注総額で１兆64百億円（前年同期比31.6％増）と過去最高を更新しました。

当社の工作機械分野におきましては、当社が得意とする大型鋳物部品の受注高は８億87百万円（前年同期比10.3％増）となりました。

ディーゼルエンジンの分野は、海運・造船業界の事業環境の回復は進まず、大型エンジン部品の需要が少なかったこと、厳しい価格競争の中で選別受注をしたことから、受注高は３億80百万円と前年同期比27.8％と大幅な減少となりました。

産業機械分野はディーゼルエンジン分野の受注落ち込みをカバーするため、新たな取引先ニーズを取り込み、定盤や高炉部品を受注したことから、受注額は４億78百万円と前年同期受注額対比４億２百万円の大幅増加となりました。

この結果、当部門の受注高は21億15百万円（前年同期比14.5％増）、売上高は19億67百万円（前年同期比1.5％増）となりました。

（住宅関連機器部門）

住宅関連機器では、平成29年の新設住宅着工戸数は964千戸（前年同期比0.3％減）とほぼ横這いで推移しましたが、中長期的には着工戸数の減少が見込まれております。一方、民間の宿泊・飲食サービス業は、着工床面積が、前年同期比31.3％と近年大きな伸びを維持しております。

こうした中、当社主力製品である鋳物ホーロー浴槽の販売高は、一般住宅用への販売が低迷したものの、新設やリニューアルするホテルへの販売は好調であったことから、前年同期を上回る実績となりました。また、やまと風呂や介護施設向けのユニットバスなどの販売も好調に推移しました。

この結果、当部門の売上高は21億65百万円（前年同期比8.6％増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資の総額は３億17百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

鋳造工場　焼鈍炉更新工事（機械設備）　　2億22百万円

③ 資金調達の状況

当事業年度は増資、社債発行による資金調達はありません。

なお、設備資金として１億50百万円、金融機関より長期借入金の調達を実施しました。

⑵　直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第131期 (平成26年12月期)	第132期 (平成27年12月期)	第133期 (平成28年12月期)	第134期 (当事業年度) (平成29年12月期)
売　　上　　高(千円)	4,591,650	4,795,481	3,931,379	4,132,459
経　常　利　益(千円)	186,333	292,687	98,486	24,353
当　期　純　利　益(千円)	242,851	303,820	95,286	5,592
１株当たり当期純利益　(円)	17.92	22.42	7.03	0.41
総　　資　　産(千円)	6,326,973	6,823,064	6,383,601	6,771,705
純　　資　　産(千円)	2,843,482	3,284,246	3,289,714	3,414,798
１株当たり純資産額　(円)	209.85	242.39	242.81	252.07

⑶　対処すべき課題

当社は、「顧客第一主義」を基本に長年培ってきた技術に裏打ちされた製品をユーザーに提供していくこと、即ち、徹底的に品質にこだわり、お客様に支持される製品を提供することで、事業環境に左右されにくい安定的な収益の確保が図れる強固な企業体質を構築していくことを目指しております。具体的には次のような施策に取組んでおります。

①　生産管理の徹底、強化

顧客のニーズに的確に対応できる営業活動の推進及び製品競争力の強化のため、各工場において小集団活動に継続的に取組み、生産性向上によるリードタイム短縮や徹底したコスト削減を図っております。

本社工場では、当社の得意とする大型鋳物部品の主力受注先である工作機械やディーゼルエンジン分野に加え、その他産業機械関連分野からの要請にも柔軟に対応できる体制を整えております。

②　製品の販売増大及び販売体制の強化

住宅関連機器部門においては、高付加価値の自社製品である鋳物ホーロー浴槽やこだわりの風呂であるやまと風呂（五右衛門風呂・羽釜風呂・陶器風呂・磁器風呂・木風呂）の拡販を重点施策として掲げております。さらに近年では、介護施設用のオーダーユニットバスや特注介護用浴槽への取組みも積極的に行っております。

また、鋳物ホーロー浴槽の新機種の開発にも積極的に取組んでおります。

販売体制面では、ＯＥＭ先・新規ルートの開拓等、幅広い展開を行うとともに、首都圏及び西日本の営業強化を図っております。

③　人材の育成

これまで培ってきた技能の伝承はもとより、さらに高度化させ、「ダイワブランド」として顧客から厚い信頼を寄せられる高い品質の製品を供給する企業として、人材の育成に取組み現場力の向上を図ってまいります。このため、日本鋳造協会主催の鋳造カレッジに計画的に人員を派遣し、中核人材の育成に向けた取組みを強化しております。

⑷　主要な事業内容（平成29年12月31日現在）

事業内容	主要製品
産業機械関連機器	工作機械周辺機器及び機械鋳物部品、 ディーゼルエンジン鋳物部品、機械加工
住宅関連機器	鋳物ホーロー浴槽、ユニットバス、マンホール鉄ふた、 景観製品、化成品、木製建具、その他日用品鋳物

⑸　主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

名称	所在地	名称	所在地
本社	広島市安佐北区	福岡営業所	福岡市博多区
東京営業所	東京都文京区	本社工場	広島市安佐北区
大阪営業所	大阪市淀川区	吉田工場	広島県安芸高田市
広島営業所	広島市西区		

⑹　使用人の状況（平成29年12月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
183（16）名	1（△2）名	39.05歳	17.1年

（注）使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

⑺　主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社広島銀行	591百万円
株式会社もみじ銀行	402百万円

2．株式の状況（平成29年12月31日現在）

① 発行可能株式総数　40,000,000株
② 発行済株式の総数　13,580,000株
③ 株主数　1,292名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（％）
広島運輸株式会社	2,292	16.91
有限会社ティーワン	855	6.31
田中宏典	691	5.10
オークマ株式会社	650	4.79
株式会社広島銀行	649	4.79
広島ガス株式会社	625	4.61
株式会社もみじ銀行	620	4.57
タカラスタンダード株式会社	600	4.42
田中節子	320	2.36
株式会社SBI証券	307	2.26

（注）持株比率は自己株式（33,022株）を控除して計算しております。

3．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中保昭	広島運輸株式会社　代表取締役社長 株式会社バスストップ　代表取締役社長
取締役副社長	田中宏典	広島運輸株式会社　取締役 株式会社バスストップ　取締役
常務取締役	大津雅明	経営企画部長兼産業機械統括本部長
取締役	若宮千秋	資材部長 株式会社バスストップ　取締役
取締役	桑田豊幸	総務部兼経理部担当 広島運輸株式会社　監査役
取締役	間柴進	製造本部長兼生産技術部長兼 住宅機器吉田工場長
取締役	安部良	一級建築士事務所　安部　良アトリエ　主宰
常勤監査役	木村一登	
監査役	加藤寛	上八丁堀法律事務所　所長
監査役	鈴木正道	広島運輸株式会社　取締役

（注）1．取締役安部　良氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役加藤　寛氏及び監査役鈴木正道氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、取締役安部　良氏並びに監査役加藤　寛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役	7名	79,800千円
（うち社外取締役）	(1)	(4,700)
監査役	3	14,850
（うち社外監査役）	(2)	(7,500)
合計	10	94,650

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成18年３月30日開催の第122回定時株主総会において月額15,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

3．監査役の報酬限度額は、平成18年３月30日開催の第122回定時株主総会において月額5,000千円以内と決議いただいております。
4．上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額4,950千円（取締役７名分4,500千円（うち社外取締役１名分500千円）、監査役３名分450千円（うち社外監査役２名分300千円））が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役安部　良氏は、一級建築士事務所　安部　良アトリエ　主宰を兼務しております。
なお、当社は同一級建築士事務所と特別の関係はありません。
・監査役加藤　寛氏は、上八丁堀法律事務所　所長を兼務しております。
なお、当社は同法律事務所と特別の関係はありません。
・監査役鈴木正道氏は、広島運輸株式会社　取締役を兼務しております。
なお、当社は同社と重要な資本的関係及び取引関係等特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役	安部　良	当事業年度に開催された取締役会15回のうち11回に出席し、一級建築士事務所の主宰で、大学講師の経験もある学識経験者としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
監査役	加藤　寛	当事業年度に開催された取締役会15回のうち12回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、助言・提言を適宜行っております。
監査役	鈴木正道	当事業年度に開催された取締役会15回のうち11回に出席し、また当事業年度に開催された監査役会12回の全てに出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、助言・提言を適宜行っております。

（注）当社は、定款第29条において社外取締役と、定款第40条において社外監査役との間で、責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、当事業年度末において、社外取締役、社外監査役との間で、当該契約を締結しておりません。

5．会計監査人の状況

① 名称　西日本監査法人

② 報酬等の額

	支　払　額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,000千円
・会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は全体を統括する組織として「コンプライアンス委員会」を設置し、全役職員に「コンプライアンス規程」「行動規範」を浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。

②　取締役及び使用人の行為に法令、定款、社内規程等に違反する行為がある場合、または、その恐れがある場合、その旨を会社に通報できる窓口として「コンプライアンス委員会事務局」を設け、違反行為の早期発見と防止につなげる。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は「文書記録管理規程」等の社内規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報及び各種会議体の議事録を作成し適切な保存及び管理を行う。取締役及び監査役はこれらの保存文書を常時閲覧できる体制をとる。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　「リスク管理規程」に則り、全社的に影響を及ぼす可能性のあるリスク管理は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスクに関する管理は当該部門が行う。

②　万一、緊急事態が発生した場合は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を招集し、迅速な対応を行うことにより損失を最小限に止めるものとする。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会は原則毎月１回開催しているほか、必要に応じ随時開催もしている。
毎月開催の経営会議により事前審議を実施し、重要事項に関する意思決定を迅速、的確に行うとともに、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。

②　取締役及び幹部社員が出席する全体会議を毎月開催し、経営計画に対する遂行状況をレビューする。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　当社は子会社１社を有し、「経営理念」「行動規範」は子会社にも適用されるものであり子会社へも浸透させるための啓蒙・教育・監督を行う。

②　子会社の業務の適正を確保するため、子会社の業務執行は当社取締役会に報告させ、重要事項の決定は当社の取締役会が行う。

③ 当社の「リスク管理規程」に基づき、子会社はリスク発生の防止、発見等に努める。
子会社は、損失の危険を把握した場合には、速やかに当社の「リスク管理委員会」に報告を行う。
④ 子会社の業務の適正を確保するために、当社監査役及び内部監査室による監査を定期的に行う。
⑤ 当社の「コンプライアンス規程」に基づき子会社は、コンプライアンスの推進及び徹底を行う。

⑹ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
① 内部監査室が監査役の職務を補助する。なお、監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、監査役の要望を尊重し、専任の使用人を置く。
② 当該使用人の評価・人事異動は監査役会の同意のうえで行うものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整える。
③ 当該使用人は、監査役から命じられた職務に関しては、取締役及び当該使用人の属する組織等の者の指揮命令は受けないものとする。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
① 監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行の状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、必要に応じて稟議書等の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人にその説明を求める。
② 事情により監査役が会議に欠席した場合には、欠席した監査役に議事録を提出するものとする。
③ 監査役会は社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行うこととしている。

⑻　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

　監査役が、その職務の執行について生ずる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑼　その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　取締役は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図れる体制を整備する。

②　取締役及び使用人は、監査役監査に対する理解を深め、監査役のヒアリング等の要請に協力し、監査役監査の実効性を確保する。

③　取締役は、監査役の求めがあるときは、監査役が職務執行上、弁護士・公認会計士・税理士などの外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

⑽　当該体制の運用状況の概要

　当社は、上記業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。取締役会においては、経営上の様々なリスクの対応策について検討を行い、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施しており、内部統制システムの実効性を向上させています。

　一方、常勤監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、取締役及び使用人から業務の執行について聴取することで、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しています。

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,215,406**	**流動負債**	**2,415,907**
現金及び預金	1,198,344	支払手形	576,725
受取手形	214,089	買掛金	225,476
電子記録債権	118,278	短期借入金	1,300,000
売掛金	912,704	1年内返済の長期借入金	91,196
商品及び製品	483,883	未払金	72,227
仕掛品	53,248	未払費用	23,926
原材料及び貯蔵品	213,076	未払法人税等	2,563
前払費用	486	前受金	4,892
繰延税金資産	6,890	前受収益	2,858
未収収益	12	預り金	23,112
未収入金	13,747	賞与引当金	15,000
その他	643	設備関係支払手形	30,848
固定資産	**3,556,299**	その他	47,079
有形固定資産	**1,430,868**	**固定負債**	**940,999**
建物	574,792	長期借入金	209,592
構築物	76,771	繰延税金負債	186,866
機械及び装置	396,844	退職給付引当金	408,834
車両及び運搬具	11,179	役員退職慰労引当金	61,512
工具・器具及び備品	25,252	資産除去債務	18,078
土地	345,427	その他	56,115
建設仮勘定	600	**負債合計**	**3,356,907**
無形固定資産	**5,706**	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	4,411	**株主資本**	**2,637,873**
施設利用権	52	**資本金**	**651,000**
電話加入権	1,243	**資本剰余金**	**154,373**
投資その他の資産	**2,119,724**	資本準備金	154,373
投資有価証券	1,894,204	**利益剰余金**	**1,838,241**
関係会社株式	15,000	利益準備金	126,000
投資不動産	155,049	その他利益剰余金	1,712,241
その他	67,621	別途積立金	1,610,000
貸倒引当金	△5,150	繰越利益剰余金	102,241
投資損失引当金	△7,000	**自己株式**	**△5,740**
		評価・換算差額等	**776,924**
		その他有価証券評価差額金	**776,924**
資産合計	**6,771,705**	**純資産合計**	**3,414,798**
		負債・純資産合計	**6,771,705**

(注) 記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

損　益　計　算　書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**4,132,459**
売上原価		**3,447,906**
売上総利益		**684,552**
販売費及び一般管理費		770,440
営業損失		**85,888**
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,389	
その他	111,746	142,135
営業外費用		
支払利息	12,524	
その他	19,368	31,893
経常利益		**24,353**
特別利益		
災害による保険金収入	3,988	
固定資産処分益	145	4,133
特別損失		
災害による損失	3,056	
固定資産処分損	889	3,946
税引前当期純利益		**24,541**
法人税・住民税及び事業税		10,579
過年度法人税等		5,719
法人税等調整額		2,651
当期純利益		**5,592**

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
平成29年1月1日 期首残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	123,745	1,859,745
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△27,096	△27,096
当期純利益						5,592	5,592
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	△21,504	△21,504
平成29年12月31日 期末残高	651,000	154,373	154,373	126,000	1,610,000	102,241	1,838,241

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年1月1日 期首残高	△5,535	2,659,584	630,130	630,130	3,289,714
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△27,096			△27,096
当期純利益		5,592			5,592
自己株式の取得	△205	△205			△205
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			146,794	146,794	146,794
事業年度中の変動額合計	△205	△21,710	146,794	146,794	125,083
平成29年12月31日 期末残高	△5,740	2,637,873	776,924	776,924	3,414,798

（注）記載金額は千円未満を切捨てて表示をしております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　関係会社株式　　総平均法による原価法

②　その他有価証券

・時価のあるもの　　事業年度の末日の前１ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　　総平均法による原価法

③　たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・製品・仕掛品　　総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・原材料　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産（投資不動産を含む）　　定率法によっております。
ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、３年間均等償却をしております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～65年
機械及び装置	９年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウェア　　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

・その他無形固定資産　　定額法によっております。

⑶　引当金の計上基準

①　貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
②　賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度の支給見込額のうち、当事業年度対応額を見積って計上しております。
③　退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。 数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。
④　役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
⑤　投資損失引当金	関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、必要額を計上しております。

⑷　その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑸　会計方針の変更

該当事項はありません。

⑹　表示方法の変更

（貸借対照表関係）

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めていた「電子記録債権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲載することとしております。

⑺　追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　担保に供している資産及び担保に係る債務

①　担保に供している資産

(工場財団)

建物	476,265千円
機械及び装置	396,844千円
土地	11,864千円
計	884,973千円

(その他)

建物	42,577千円
土地	12,564千円
投資不動産	100,967千円
計	156,109千円

②　担保に係る債務

長期借入金（1年内返済の長期借入金を含む）	184,958千円
短期借入金	1,200,000千円
計	1,384,958千円

⑵　有形固定資産の減価償却累計額　6,973,675千円

投資不動産の減価償却累計額　106,082千円

⑶　関係会社に対する金銭債務

短期金銭債務　383千円

⑷　その他の注記

当期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。したがって、当期末日は金融機関の休業日に該当するため、期末日満期手形が次のとおり含まれております。

受取手形	14,377千円
電子記録債権	7,170千円
支払手形	4,915千円

3．損益計算書に関する注記

⑴ 関係会社との取引高

営業取引以外による取引高	535千円

⑵ 通常の販売目的で保有するたな卸資産

収益性の低下による簿価切下げ額（売上原価）	7,439千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

⑴ 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	13,580,000	－	－	13,580,000

⑵ 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末の株式数（株）
普通株式	31,681	1,341	－	33,022

（注）自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加分であります。

⑶ 剰余金の配当に関する事項

配当金支払額等

平成29年３月30日開催の第133回定時株主総会において次のとおり決議しています。

・配当金の総額	27,096千円
・１株当たり配当額	2円
・基準日	平成28年12月31日
・効力発生日	平成29年３月31日

5．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、また、未払金はそのほとんどが４ヵ月以内の支払期日であります。借入金のうち短期借入金は運転資金に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ）市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

ハ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の２ヵ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注）２を参照ください）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴　現金及び預金	1,198,344	1,198,344	－
⑵　受取手形	214,089	214,089	－
⑶　電子記録債権	118,278	118,278	－
⑷　売掛金	912,704	912,704	－
⑸　未収入金	13,747	13,747	－
⑹　投資有価証券	1,893,076	1,893,076	－
資産計	4,350,239	4,350,239	－
⑴　支払手形	576,725	576,725	－
⑵　買掛金	225,476	225,476	－
⑶　短期借入金	1,300,000	1,300,000	－
⑷　未払金	72,227	72,227	－
⑸　未払法人税等	2,563	2,563	－
⑹　設備関係支払手形	30,848	30,848	－
⑺　長期借入金 ※	300,788	300,979	191
負債計	2,508,629	2,508,821	191

（※）１年内返済の長期借入金を含めております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴　現金及び預金、⑵　受取手形、⑶　電子記録債権、⑷　売掛金、⑸　未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑹　投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

⑴ 支払手形、⑵ 買掛金、⑶ 短期借入金、⑷ 未払金、⑸ 未払法人税等、⑹ 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑺ 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	1,128

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「⑹ 投資有価証券」には含めておりません。

6．賃貸等不動産に関する注記

⑴ 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、広島県内において賃貸収益を得ることを目的として、土地や建物を所有しております。平成29年12月期における当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は、79,988千円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

⑵ 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：千円）

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
159,578	△4,529	155,049	1,082,293

（注）1．貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2．当事業年度増減額は減価償却費による減少額であります。

3．当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額を適切に市場価額を反映させていると考えられる指標を用いて時点補正した金額によっております。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価額を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。

4．上記の貸借対照表計上額には、構築物・器具及び備品は含まれておりません。

7．退職給付引当金に関する注記

⑴　採用している退職給付制度の概要

退職金制度の30%相当額について、確定給付企業年金制度を採用し、残額については退職一時金を充当しております。

⑵　退職給付債務に関する事項

①	退職給付債務	△687,485千円
②	年金資産	182,062千円
③	未積立退職給付債務（①＋②）	△505,423千円
④	未認識数理計算上の差異	96,589千円
⑤	未認識過去勤務費用	－千円
⑥	貸借対照表計上額純額（③＋④＋⑤）	△408,834千円
⑦	前払年金費用	－千円
⑧	退職給付引当金（⑥－⑦）	△408,834千円

⑶　退職給付費用に関する事項

①	勤務費用	37,123千円
②	利息費用	6,744千円
③	期待運用収益	△1,624千円
④	数理計算上の差異の費用処理額	9,030千円
⑤	過去勤務費用の費用処理額	－千円
⑥	退職給付費用（①＋②＋③＋④＋⑤）	51,273千円

⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

①	退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
②	割引率	1.0%
③	期待運用収益率	1.0%
④	過去勤務費用の額の処理年数	－
⑤	数理計算上の差異の処理年数	14年（発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。）

8．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

退職給付引当金	124,562千円
役員退職慰労引当金	18,736千円
投資有価証券評価損	20,885千円
賞与引当金	4,603千円
その他	29,464千円
合計	198,252千円
評価性引当金額	△65,740千円
繰延税金資産合計	132,512千円

（繰延税金負債）

その他有価証券評価差額金	△312,488千円
繰延税金負債合計	△312,488千円
繰延税金負債純額	△179,976千円

9．関連当事者との取引に関する注記

取引金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10．１株当たり情報に関する注記

⑴ １株当たり純資産額	252円７銭
⑵ １株当たり当期純利益	０円41銭

11. 重要な後発事象に関する注記

（株式併合及び単元株式数の変更）

当社は、平成30年２月14日開催の取締役会において、平成30年３月29日開催予定の第134回定時株主総会に、株主併合、単元株式数の変更（1,000株から100株）および発行可能株式総数の変更（4,000万株から400万株）にかかる議案を付議することを決議いたしました。

⑴ 株式併合の目的

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を100株に変更するとともに、当社株式を株主に安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10株を１株に併合）を実施いたします。

⑵ 株式併合の内容

① 株式併合する株式の種類　　普通株式

② 株式併合の時期及び割合　　平成30年７月１日をもって、平成30年６月30日の最終の株主名簿に記録された株主の所有株式10株につき１株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年12月31日現在）	13,580,000株
株式併合により減少する株式数	12,222,000株
株式併合後の発行済株式総数	1,358,000株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑶ 単元株式数変更の内容

平成30年７月１日をもって、当社普通株式の単元株数を1,000株から100株に変更いたします。

⑷ １株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に行われたと仮定した場合の当事業年度における１株当たり情報は以下の通りです。

① １株当たり純資産額	2,520円73銭
② １株当たり当期純利益	4円13銭

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月15日

大和重工株式会社
　取締役会　御中

西日本監査法人

代表社員 業務執行社員　公認会計士　梶　田　　滋　㊞

業務執行社員　公認会計士　稲　積　博　則　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大和重工株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第134期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第134期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人西日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月20日

大和重工株式会社　監査役会
常勤監査役　木村　一登　㊞
社外監査役　加藤　寛　㊞
社外監査役　鈴木　正道　㊞

以　上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1．議決権の代理行使の勧誘者

大 和 重 工 株 式 会 社
代表取締役社長　田 中 保 昭

2．議案及び参考事項

第１号議案　株式併合の件

１．株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月１日までに全国証券取引所に上場するすべての国内会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目指しています。当社も、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、投資単位について現状の価格水準を維持することを目的として、株式併合を実施することといたしました。

２．併合する株式の種類及び割合

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社普通株式について、10株を１株に併合いたしたいと存じます。なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数の割合に応じて株主の皆様に分配いたします。

３．株式併合が効力を生じる日

平成30年７月１日

４．効力発生日における発行可能株式総数

400万株

（注）株式併合の割合にあわせて、当社の発行可能株式総数を現行の10分の１に変更するものです。

５．その他

その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

⑴　第１号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するために現行定款第８条を変更するものであります。また、発行可能株式総数の変更につきましては、会社法第182条第２項の規定に基づき、現行定款第６条に規定する発行可能株式総数は株式併合の効力発生日に、現在の4,000万株から400万株に変更されたものとみなされることになります。

なお、本定款の第６条および第８条の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成30年７月１日に生ずるものとする旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除することといたします。

⑵　インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上及び公告手続きの合理化を図るため、現行定款第５条に規定する当社の公告方法を官報から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。

２．変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（公告方法） 第５条　当会社の公告は、官報に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、400万株とする。
（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（新　設）	附　則 本定款の第６条および第８条の変更の効力発生日は、平成30年７月１日とする。なお、本附則は同日の経過後自動的に削除されるものとする。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役　鈴木正道氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
※ 藤本克彦（ふじもとかつひこ） （昭和38年４月13日生）	平成２年１月　広島運輸株式会社入社 平成25年６月　同社　取締役（現）	－株

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．藤本克彦氏は、社外監査役候補者であります。
４．藤本克彦氏を社外監査役候補者とした理由は、会社経営における豊富な経験と高い見識を基に、当社における監査に活かしていただけるものと判断したためであります。

第４号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任されます鈴木正道氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

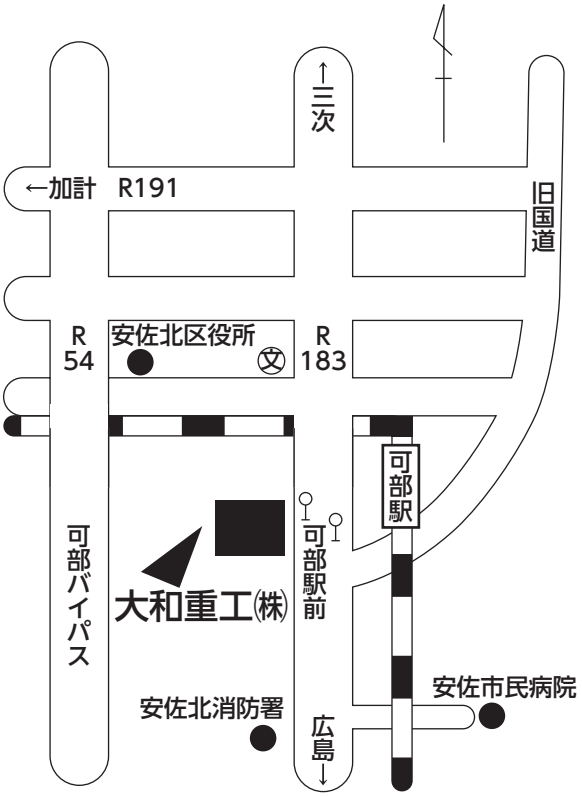
退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木正道（すずきまさみち）	平成18年３月　当社社外監査役就任 現在に至る

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　広島市安佐北区可部一丁目21番23号
大和重工株式会社　集会室
ＴＥＬ（082）814－2101



交通機関
・電車　ＪＲ広島駅又は横川駅から可部線可部駅下車、徒歩３分
・バス　広島駅又は広島バスセンターから「大林・吉田」行及び「勝木・飯室」行に乗車、可部駅前下車（当社前）